

平成31年3月8日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察情報管理業務監査実施要領の改正について

茨城県警察情報管理業務監査については、茨城県警察情報管理業務監査実施要領（平成24年3月22日付け通達乙情管第225号別添）により実施してきたところであるが、この度、茨城県警察情報管理システム等の運営に関する訓令（平成15年茨城県警察本部訓令第3号）の一部改正に伴い、同要領の一部を改め、平成31年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察情報管理業務監査実施要領の制定について（平成24年3月22日付け通達乙情管第225号）は、平成31年3月31日限り、廃止する。

記

主な改正点

- 1 情報管理業務監査の実施責任者を「システム総括責任者（警務部長）及び対象業務に係る部長」から「警務部情報管理課長」に改めた。
- 2 通常監査の実施について、「おおむね2年に1回の実施」から「毎年度実施」に改めた。

別添

茨城県警察情報管理業務監査実施要領

1 趣旨

この要領は、茨城県警察情報管理システム等の運営に関する訓令（平成15年茨城県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第8条第2項の規定に基づき、情報管理業務監査の実施に関し必要な事項を定める。

2 情報管理業務監査の体制

(1) 情報管理業務監査実施責任者

ア 警察本部に情報管理業務監査実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

イ 実施責任者は、茨城県警察情報管理システム等（茨城県警察情報管理システム等の運営に関する訓令（平成15年茨城県警察本部訓令第3号）第2条第3号に規定する茨城県警察情報管理システム等をいう。）による処理に係る情報の取扱状況に関する監査の実施を総括する。

(2) 監査補助者

実施責任者は、情報管理業務監査の実施に当たって、警務部情報管理課の職員の中から監査補助者を指名する。この際、監査を受ける職員とその監査を実施する職員を兼務させてはならない。このほか、監査補助者の独立性が保たれるよう留意する。

3 情報管理業務監査の種類

情報管理業務監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

4 通常監査

(1) 通常監査計画の策定

ア 実施責任者は、通常監査を実施するため、毎年度、情報管理業務監査計画の案を作成し、システム総括責任者の承認を得て、これを策定する。

イ 情報管理業務監査計画は、監査の重点項目、監査の対象所属及び監査の時期について定める。

(2) 監査実施計画の策定

実施責任者は、情報管理業務監査計画に基づき、対象所属ごとに監査実施計画を策定する。

(3) 監査実施責任者等の権限

監査実施責任者及び監査補助者は、通常監査を実施するため必要と認められる

ときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

(4) システム総括責任者への報告

実施責任者は、通常監査を終了したときは、対象所属ごとに監査報告書を作成し、システム総括責任者に提出する。

(5) 改善を求める事項等の指示

システム総括責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、改善を求める事項その他必要と認める事項を対象所属の長に指示する。また、対象所属以外の所属においても同種の課題若しくは問題点がある可能性が高い、又は緊急に同種の課題若しくは問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、対象所属以外の所属の長に対しても、同種の課題又は問題点の有無を確認するように指示する。

(6) 対象所属の長の講ずべき措置

(5)の指示を受けた対象所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。速やかな措置が困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画をシステム総括責任者に報告する。

(7) 対象所属以外の所属の長の講ずべき措置

(5)の指示を受けた対象所属以外の所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講じ、その措置結果をシステム総括責任者に報告する。

(8) 通常監査の実施に当たっての留意事項

通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

ア 取り扱う情報の保秘を徹底すること。

イ 厳正かつ公平を旨とすること。

ウ 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

エ 必要な限度を超えて関係者の職務に支障を及ぼさないよう注意すること。

5 特別監査

(1) 特別監査の実施

システム総括責任者が特に必要があると認める場合には、実施責任者は、監査実施計画を定め、特別監査を実施する。

(2) 通常監査に関する規定の準用

4(3)から(8)までの規定は、特別監査について準用する。